

75歳以上の
皆さんへ

平成29年4月から 医療保険料の軽減率が 変わります

75歳以上の方の保険料は、

- ① 年収に応じて納めていただく部分(所得割) と、
- ② 全員に納めていただく定額部分(均等割) があります。

平成29年4月から、75歳以上の方の保険料が下のようになり変わります。

1 所得割の額が変わる方

年収 約153万円～約211万円の方

平成28年度までの所得割は、特例的に5割軽減でしたが、平成29年度は2割軽減になります。(均等割の定額部分は変わりません。)



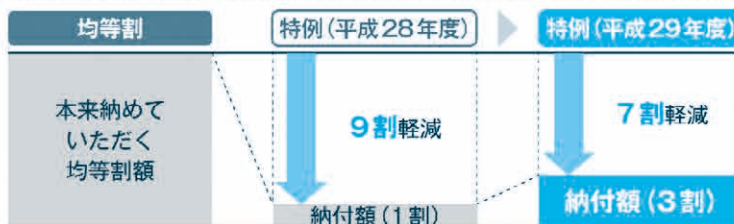
2 均等割の額が変わる方

元被扶養者で、特定の要件に該当する方

元被扶養者とは 75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方

特定の要件の例 単身の方であれば、年金収入が168万円を超える方など
75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など

平成28年度までの均等割は、特例的に9割軽減(納付額3,900円)でしたが、平成29年度は7割軽減(納付額11,800円)になります。



※ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられません。

保険料を年金からの引き落としで納めている皆さんへ

保険料額が変わるのは、10月からです。

年金からの引き落としの場合、前半(4月・6月・8月)の保険料は前年度と同じ額として、後半(10月・12月・2月)で残りの保険料を調整します。そのため、10月から引き落とし額が増えます。

→ 引き落とし額の間違いではありませんので、ご注意ください。

【引き落とし額の例】元被扶養者に該当する方の場合

平成28年度の保険料額 年額3,900円						
600円	600円	600円	700円	700円	700円	
4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平成29年度の保険料額 年額11,800円						
700円	700円	700円	3,300円	3,200円	3,200円	
4月	6月	8月	10月	12月	2月	

わからないこと、困ったことがあれば、ご相談ください

お問合せは
こちらまで

医療保険課 医療・年金G ☎52-1111 内線164・165